



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
11月30日
号外(3)
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	6

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年11月30日

滋賀県監査委員	有村國俊
〃	奥博
〃	村尾慎哉
〃	藤本武司

滋賀県監査基準(令和2年滋賀県監査委員告示第5号)に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

地方自治法第199条第1項および第4項に規定する財務事務の執行および経営に係る事業の監査(以下「財務監査(定期監査)」という。)ならびに同条第2項に規定する事務の執行に関する監査(以下「行政監査」という。)

2 監査等の対象

令和元年度の財務事務および経営に係る事務の管理ならびにその他の事務の執行

3 監査等の着眼点

(1) 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

内部統制制度が導入されることを踏まえ、リスクの高い項目について特定し、そのチェック体制や引継ぎ時の情報共有、未然防止の効果的な対策がとられているか。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

4 監査等の実施内容

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また必要に応じて書面による監査を行った。

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
-----------	---------

知事公室	
秘書課	令和2年8月24日
広報課	令和2年7月17日
防災危機管理局	令和2年7月30日
総合企画部	
企画調整課	令和2年8月24日
東京本部	令和2年8月18日
国際課	令和2年8月5日
県民活動生活課	令和2年7月14日
公文書館	令和2年7月14日
エネルギー政策課	令和2年7月14日
人権施策推進課	令和2年8月24日
情報政策課	令和2年7月17日
統計課	令和2年7月15日
総務部	
総務課	令和2年8月24日
私学・県立大学振興課	令和2年7月17日
人事課	令和2年8月4日
行政経営推進課	令和2年8月4日
総務事務・厚生課	令和2年7月31日
財政課	令和2年8月19日
税政課	令和2年7月28日
市町振興課	令和2年7月15日
検査課	令和2年8月24日
事業課	令和2年7月14日
文化スポーツ部	
文化芸術振興課	令和2年8月20日
文化財保護課	令和2年8月25日
埋蔵文化財センター	令和2年8月25日
琵琶湖文化館	令和2年8月25日
スポーツ課	令和2年8月5日
国スポ・障スポ大会課	令和2年8月5日
琵琶湖環境部	
環境政策課	令和2年7月30日
琵琶湖保全再生課	令和2年8月24日
温暖化対策課	令和2年7月30日
循環社会推進課	令和2年8月3日
下水道課	令和2年7月20日
南部流域下水道事務所	令和2年7月20日
北部流域下水道事務所	令和2年7月20日
森林政策課	令和2年8月3日
森林保全課	令和2年8月3日
自然環境保全課	令和2年8月24日
健康医療福祉部	
健康福祉政策課	令和2年8月21日

医療政策課
健康寿命推進課
医療福祉推進課
障害福祉課
薬務課
生活衛生課
医療保険課
子ども・青少年局

令和2年8月24日
令和2年8月20日
令和2年8月24日
令和2年8月21日
令和2年8月21日
令和2年8月19日
令和2年8月21日
令和2年8月24日

商工観光労働部

商工政策課
中小企業支援課
モノづくり振興課
労働雇用政策課
女性活躍推進課
観光振興局
ここ滋賀

令和2年8月20日
令和2年8月24日・11月16日
令和2年8月20日
令和2年8月5日
令和2年8月24日
令和2年8月5日
令和2年8月18日

農政水産部

農政課
食のブランド推進課
農業経営課
畜産課
水産課
耕地課
農村振興課

令和2年7月17日
令和2年8月24日
令和2年8月24日
令和2年8月3日・11月16日
令和2年7月31日
令和2年8月4日
令和2年8月4日

土木交通部

監理課
技術管理課
交通戦略課
道路整備課
道路保全課
交通事故相談所
砂防課
都市計画課
住宅課
建築課
流域政策局

令和2年8月24日
令和2年8月24日
令和2年7月30日
令和2年8月4日
令和2年8月4日
令和2年8月4日
令和2年8月24日
令和2年8月3日
令和2年7月31日
令和2年7月31日
令和2年8月24日

会計管理局

令和2年7月28日

企業庁

令和2年7月21日

病院事業庁

経営管理課
総合病院
小児保健医療センター
精神医療センター

令和2年7月27日
令和2年7月27日
令和2年7月22日
令和2年7月20日

議会事務局	令和2年7月20日
教育委員会事務局	
教育総務課	令和2年8月4日
教職員課	令和2年8月24日
高校教育課	令和2年7月20日
幼小中教育課	令和2年7月30日
特別支援教育課	令和2年8月4日
人権教育課	令和2年8月24日
生涯学習課	令和2年7月15日
保健体育課	令和2年7月15日
選挙管理委員会事務局	令和2年7月15日
人事委員会事務局	令和2年8月24日
監査委員事務局	令和2年8月6日
労働委員会事務局	令和2年7月31日
警察本部	令和2年8月6日
収用委員会事務局	令和2年7月14日
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	令和2年7月31日
内水面漁場管理委員会事務局	令和2年7月31日

注 令和2年8月24日および11月16日の監査執行は書面監査による。

5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 総務部事業課

平成30年度に実施された「びわこひと夏の電投キャンペーン企画運營業務委託」において、事業課から受託業者あてに当該キャンペーンに必要な情報を提供していなかったことにより、当選者の選定および賞金の振込処理が実施できていないにもかかわらず、事業は完了したものととして検査・検収が行われ、契約書どおりに契約額が支払われている事例が認められた。

今後は、組織による事務の進捗管理と適切な検査・検収を徹底されたい。

(2) 商工観光労働部労働雇用政策課

滋賀県外国人材受入サポートセンター事業、しがヤングジョブパーク運営事業およびシニアジョブステーション滋賀就労支援業務の委託契約において、令和元年10月1日付の消費税率の改定に伴い、総額事業費を変更せずに税抜き事業費を減額する契約変更を行っている事例が認められた。

県は消費税の転嫁に対して指導または助言を行う立場にあることから、今後は適正な事務の執行を徹底されたい。

6 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

(1) 効果的・効率的な事務執行について(全監査対象機関、総務部行政経営推進課、財政課)

県の補助金や委託料について、長期間にわたり、毎年度、同一の相手方に対し、同一金額で支出されているものが見受けられるが、漫然と繰り返されることがないように、支出の効果が最大限に発揮されたか、成果(アウトカム)の検証を十分に行った上で、事業費の算定等を行う必要があると考えられる。

また、特定の一者と見積り合わせにより契約する一者随意契約では、公平性や委託料の額の妥当性について、十分な検証が求められる。

さらに、県の出資金についても、当初の出資目的に沿った効果が挙げられているのか、改めて検証が必要と考えられる事案が見受けられた。

こうした状況を踏まえて、厳しい財政状況の下、最少の経費で最大の効果を上げるため、補助金等に係る事業効果の検証等を徹底し、前例に捉われることなく、効果的・効率的な事務執行に努められたい。

(2) 攻めの広報について(知事公室広報課)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な制約がある中で、各部局では数多くの事業・施策を実施されていくことになるが、その財源は相当厳しいものになることが予想され、事業や施策が最少のコストで最大のパフォーマンスを上げることが求められる。

本県の広報活動は、限られた人員・予算の中で県政の主要な事業・施策等について、広く県民に周知し、理解や協力を得るべく精一杯の努力をされているものの、本県の魅力や三日月知事の思いが、多くの県民に理解され、共有されるためには、なお課題があると思われる。

こうした中、今年大型連休前に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、びわ湖放送と在阪4局で、外出および県境をまたぐ移動の自粛を強く要請する知事メッセージCMを放送されたり、知事自らが番組に出演されたことで、県外からの人の流入を不安視する県民の安心につながるなどの効果があったと考えられる。

企業広報は、企業戦略の一つとして、企業の活動や商品・サービスの情報を、メディアを通じて世の中に伝え、その良さを理解してもらい、企業のファンを増やし、企業価値を高めていくために行われているが、そのことは、行政の広報にも通じる場所があると思われる。

今回の新型コロナウイルス感染症対応の取組で得られたノウハウも生かして、いかにすれば滋賀県の良さや魅力を理解してもらえるか、滋賀県の認知度や好感度を上げられるかといった観点から、攻めの広報のあり方について、戦略的に検討されたい。

(3) ICT人材の育成について(総合企画部情報政策課)

県では、ICTやデータを課題解決に積極的に活用していくため、滋賀県ICT推進戦略に基づき、様々な取組を進めている。

現在、県には、150を超える情報システムが導入されており、その調達や運用に多額の予算が投じられているが、システムの全体最適化を持続して実現するためには、情報政策課職員の専門性の向上だけでなく、業務を所管する全ての部局において、既存業務・制度を見直す不断の取組や、最適なシステム調達が求められる。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症対策を通じて、行政分野におけるデジタル化の立ち遅れが顕在化するとともに、テレワークやオンライン教育等の必要性が高まり、国ではデジタル庁を創設して、国・地方を通じたシステムの標準化や行政手続きのオンライン化、オンライン教育・医療などの規制改革を推進する方針が示された。

こうした国の取組に合わせて、今後、本県においても、行政のデジタル化の取組を加速していく必要があり、データ利活用、AIの活用などに向けて、職員全体の意識改革やICTリテラシー向上を図ることが求められるほか、これに伴う新たなニーズや課題の発生も予想される。

ついては、こうした状況を踏まえて、本県のICT推進を担う人材の計画的な育成方策について、研修や民間との人事交流なども含め、早急に検討し取り組まれたい。

(4) 公金の収納方法の多様化について(総務部税政課、会計管理局)

近年、日常生活の中で現金を使う機会が減ってきており、電子マネーなどのキャッシュレスサービスを活用する機会が増えている。

県においても、例えば自動車税種別割では、クレジットカードやLINE Pay、PayB(令和2年11月

からPay Payの利用も可能となった。)による納付ができるようになり、また、ふるさと納税ではインターネットを使った寄付が可能となっているが、一方で、多くの施設入館料や許可申請手数料などについては、現金や収入証紙で納付することとされており、電子マネーを利用して納付することはできない状況にある。

このことにより、現金収納に伴う保管や金融機関への入金、証紙収納に伴う証紙の印刷、管理、貼付、確認等の事務側・利用者側の手間が生じており、紛失リスクも懸念される。

については、事務の効率化・利用者の利便性の向上を図り、デジタル化・キャッシュレス化の促進という社会経済情勢の変化に適切に対応する上でも、電子マネーなどのキャッシュレスサービスを利用した公金収納のあり方について、積極的に検討されたい。

また、現在、各種貸付金に係る償還金等の納付については、ゆうちょ銀行においてはできない取扱いとなっているが、納付者の利便性や県への納付率の向上を図るため、ゆうちょ銀行での納付(口座振替)を可能にすることをはじめ、コンビニ収納、オンライン決済など、それぞれの納付金に応じた公金収納方法の多様化に取り組まされたい。

併せて、多様化された公金の収納方法について、県民への周知徹底を図られたい。

(5) 企業誘致等の支援のあり方について(商工観光労働部モノづくり振興課)

県では、企業誘致に係る他府県との競争が厳しさを増す中、「創造型モノづくり企業立地促進助成金」をはじめ、直近の「Made in SHIGA 企業立地助成金」により、立地企業の初期投資の一部を助成することによって、県内において新たな操業や事業の拡大をもたらし、地元雇用の確保にも貢献してきた。

現在、これらの助成金に係る新たな指定は終了しているが、今後、県内の既存事業所の再編や建替え・更新の必要性が高まることや、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外生産拠点を国内回帰する企業が出てくることも想定される中で、企業の立地や定着に向けた新たな支援策が必要と思われる。

立地・操業される企業にとっては、例えば、従業員の通勤利便性の高い事業用地や寮・社宅用地の確保等について、土地利用上の規制緩和が進まず、対応に苦慮されるケースもある。

企業が抱えるこうした課題・ニーズに対し、県が前例に捉われることなく、汗をかいてきめ細かく応えていくことは、助成金に勝るとも劣らない効果的な支援につながると考えられる。

については、これまでの企業立地助成のあり方を大胆に見直し、関係部局が一丸となって、立地等に係る課題の解決に向けた検討を行うなど、企業が本県に立地したいと思える環境づくりに取り組まされたい。

(6) 新センター施設の整備について(病院事業庁経営管理課、小児保健医療センター)

小児保健医療センター(以下「センター」という。)では、平成29年度から令和2年度を計画期間とする「第四次県立病院中期計画(以下「計画」という。)」に基づき収支改善に取り組んでいるが、令和元年度決算は3期連続の単年度赤字となり損失が拡大している。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入院・外来患者数の減少による医業収益の減少に加え、患者対応のための諸経費や業務の増加による経費支出が生じており、計画の大幅な未達が懸念される。

こうした中、病院事業庁において大規模な新センター施設建設の取組を進めており、現在、令和6年1月の開院に向けて基本設計を終え、実施設計の段階にあるが、今回の新型コロナウイルス感染症により、オンライン診療へのニーズが高まるなど、医療を取り巻く環境や患者のニーズに変化が見られる。

については、今後施設整備を進めるに当たっては、直面する新たな現状をしっかりと見極め、限られた財源を有効に活用して、効率的・効果的に、かつ、オンライン診療の実施など患者の視点に立ったより良い施設整備となるよう取り組まされたい。

監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年11月30日

滋賀県監査委員	有	村	國	俊
〃	奥			博
〃	村	尾	慎	哉

” 藤 本 武 司

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	大津・高島子ども家庭相談センター
監査執行年月日	令和2年2月4日
監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の結果	<p>児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入について、令和元年10月末現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ838,699円増加し、2,492,084円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>令和元年10月末日現在の収入未済額(繰越分)2,492,084円について、未納者に催告を行うとともに分納を促した結果、602,731円(令和2年10月末日現在)を収納することができた。</p> <p>また、長期未納者に対して積極的な財産調査を実施しており、令和元年度は24件中6件について納入が著しく困難と認められたことから執行停止を行うなど、資力に基づく適切な不能欠損処理に努めた。</p> <p>残る未済額についても、文書による督促に加え、児童福祉司との面接の機会も利用して滞納理由を確認するなど、債務者への納入指導を引き続き行っていく。</p> <p>併せて、新規に入所措置を行う児童の保護者に対して、負担金納入について分かりやすい資料を用いて丁寧な説明を行うとともに、口座振替の利用を促すなど、新たな収入未済の発生防止に努めていく。</p>

監査執行対象機関名	滋賀県立水口高等学校
監査執行年月日	令和2年1月27日
監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の結果	<p>平成30年度高等学校授業料について、就学支援金の受給資格を有していた生徒2名から授業料を誤って徴収した結果、今年度に118,800円の返還を行った事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>就学支援金の受給資格を有していたにも関わらず、授業料を誤って徴収した該当生徒に対しては、令和元年6月に返還を行った。</p> <p>今後は正確な事務処理を行うために、複数人で、申請書の確認と銀行からの授業料収入状況一覧表の内容を十分に把握したうえ突合し、誤りがないか確認することとした。</p>

監査執行対象機関名	大津警察署
監査執行年月日	令和2年2月12日
監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故が9件(県過失割合100%:8件、75%:1件)発生し、保険を含めて936,922円が支払われているほか、公用車1台が廃車予定であり、公用車および相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>いずれの公用車事故についても、職員の安全確認が不十分であったため発生したものであり、職員に対する交通事故防止の意識付けや車両の適切な管理を図っていくため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故を起こした職員を監督する幹部警察官による事故分析および事故要因の抽出と、その結果を利用した署員に対するプレゼンテーション 「修理代金・保険料の支出(予算の執行)を県民目録(職員も納税者の立場)で見ればどうか」というコスト感覚に訴える公用車事故防止にかかる指示・指導 各課2名が構成員となる「交通事故防止対策委員会」の設置と公用車事故発生直後に開催の同委員会における事故防止施策の立案、見直し 発進・後退時事故の防止に着眼した、無線による現場臨場時の駐車場所およびその方法の確認

- ・ 毎朝の公用車運行前点検、毎週月曜日の幹部職員指揮による公用車一斉点検などを実施している。
 - ・ 今後、公用車事故の発生ゼロを目指し、
 - ・ 専門的な知識・技能を有する運転免許課職員による、運転経験年数の浅い若手警察官を対象とした講習
 - ・ 職員の運転技能を客観的に自動評価し、職員に「気づき」を促す運転技能自動評価システムを活用した講習
- なども取り入れ、事故防止対策を充実させるとともに車両の適切な管理を行っていく。

監査執行対象機関名	草津警察署
監査執行年月日	令和2年1月28日
監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の結果	職員の不注意による公用車の事故が7件(県過失割合100%:6件、60%:1件)発生し、保険を含めて1,112,671円が支払われているほか、相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>いずれの公用車事故についても、職員の安全確認が不十分であったため発生したものであり、更なる職員に対する交通事故防止への意識付けや車両の適切な管理に努めていくため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼時や毎月の全体集会等あらゆる機会を通じた、幹部による交通事故防止のための具体的な指示および出発時における声かけの励行 ・ 全職員に対する交通事故防止を目的としたDVD鑑賞 ・ 朝礼時の3分間スピーチ時における「ヒヤリハット体験」の発表 ・ 朝礼時に、当事者が事故事例および原因の発表を行うことによる、職員の事故防止意識の向上 ・ 毎週月曜日の朝礼時における職員による「安全運転五則」の唱和 ・ 毎朝の公用車運行前点検、毎月の幹部職員指揮による公用車一斉点検などを実施している。 <p>今後も引き続き公用車事故「ゼロ」を目指した事故防止対策を継続し、公用車の適切な維持管理に努めていく。</p>

監査執行対象機関名	守山警察署
監査執行年月日	令和2年2月12日
監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の結果	職員の不注意による公用車の事故が4件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて1,175,608円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>いずれの公用車事故についても、職員の安全確認が不十分であったため発生したものであり、更なる職員に対する交通事故防止への意識付けや車両の適切な管理に努めていくため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼時等あらゆる機会を通じた、幹部による事故防止のための具体的な指示や、出発時における声かけの励行 ・ 適正な物品管理の観点から、車両点検および公用車運行前点検の徹底 <p>を実施している。</p> <p>以上の取組に加え、敷地内において実車を使用した車両感覚を身につけるための訓練を令和2年7月に、また二輪車訓練を令和2年8月に実施している。</p> <p>今後も引き続き公用車事故の発生ゼロを目指した事故防止対策を継続し、公用車の適切な維持管理に努めていく。</p>

監査執行対象機関名	長浜警察署
監査執行年月日	令和2年1月28日

監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて1,218,918円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>いずれの公用車事故についても、職員の安全確認が不十分であったため発生したものであり、更なる職員に対する交通事故防止への意識付けや車両の適切な管理を徹底していくため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼時や毎月の全体集会等あらゆる機会を通じた、幹部による勤務状況に応じた運転手の指定、出発時における声かけの励行、乗車前における周囲の状況確認と同乗者による降車誘導等具体的な指示 ・ 毎朝の公用車運行前点検、毎月の幹部職員指揮による公用車一斉点検 <p>を実施している。</p> <p>以上の取組に加え、運転時における車両感覚を身につけるため、幹部職員の指導による公用車運転訓練を令和2年6月に実施している。</p> <p>今後も引き続き公用車事故の発生ゼロを目指した事故防止対策を継続し、車両の適切な維持管理に努めていく。</p>

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の意見	<p>(1) 近代美術館の再開館に向けた取組について(近代美術館、文化スポーツ部文化芸術振興課)</p> <p>休館中の近代美術館(以下「美術館」という。)は、令和3年度早期の再開館を目指し、令和元年度補正予算に老朽化対策事業費(11億円余り)を計上し、取組を進めている。</p> <p>美術館では、4年間に及ぶ休館中の活動として、「美術館地域連携プログラム」を実施しており、学校や地域に学芸員が出向き、ワークショップやテーマに沿った講座を開催し、広く県民に美術の楽しさや美術館に対する興味、関心を深めてもらえるよう取り組んでいる。</p> <p>再開館後の美術館では、収集方針に位置付けられた近代・現代美術とアール・ブリュットに加え、仏教美術等を含めた展示などを行い、「美の滋賀」を発信することとされている。詳細な運営方針は今後検討していくとのことであるが、これまでの取組を再開館後に生かすとともに、今回の投資に係る費用対効果を測る観点からも、再開館後の来館者数について目標を設定されたい。</p> <p>また、目標達成のためには、新たなファンづくりを行うことが必要と考えられ、例えば、県内の児童生徒に美術を鑑賞する機会を提供する事業の企画や、最寄り駅であるJR瀬田駅に降り立った時から美術館への期待が高まり、行きたくなるような工夫など、誘客の仕掛けづくりについても検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(近代美術館、文化スポーツ部文化芸術振興課)</p> <p>再開館後の近代美術館の運営方針については、今年度中にとりまとめることとしている。</p> <p>その中では、特に長期休館中の取組を通じて得ることができた、県内各地の作家、関係者、施設等とのネットワークや情報を生かし、滋賀の美の魅力を幅広く捉え発信する独自の展覧会の企画や、県内の美術館・博物館や地域、作家等との幅広い連携、新たなファンづくりのための教育プログラムの充実について盛り込む予定であるほか、より居心地よく美術館での時間を楽しんでいただくための空間づくりやJR瀬田駅から降り立った時から美術館に至るまでの案内表示の改善などについても検討しているところである。</p> <p>これらの取組を通じて新たな観客層の開拓を図るなど来館者数の拡大を目指しているところであり、費用対効果を測るためにも、その目標人数を設定することについて併せて検討している。</p>

監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の意見	<p>(2) 教育施設の避難所としての点検について(教育委員会事務局教育総務課、保健体育課)</p> <p>現在、本県では、県立高等学校、特別支援学校の57校のうち35校が、災害対策基本法等に基づく市町の指定する指定避難所(以下「避難所」という。)になっている。しかし、避難所として利用が想定される体育館において、雨漏りがしたり、出入り口に段差があり障害者の受入体制に支障を来したりするなど、ハード面において、災害時の利用に適さない現状が見受けられるとともに、避難所を開設する際に必要となる鍵</p>

の受け渡し方法が決まっていないなど、ソフト面の不備も確認された。

については、県教育委員会においては、市町が求める避難所としての役割を果たせるかという観点でハード・ソフト両面について学校とともに実態を把握し、避難所として指定されている学校と市町との協議を促されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育委員会事務局教育総務課、保健体育課)

災害発生時において、避難所開設が見込まれる各学校では、すでに「滋賀県学校防災の手引き(平成24年3月滋賀県教育委員会)」に基づき、避難所開設時の必要な体制等について確認しているところであるが、より円滑な対応が可能となるよう、令和2年10月には災害発生時に起こりうる状況を想定し、避難所開設までの対応をはじめ、対応計画の確認・見直しを行うよう通知したところである。

県教育委員会としても、各学校における確認の結果、明らかとなったハード・ソフト両面に関する課題を共有し、県として対応すべきものを確認するとともに、各学校から避難所設置主体である各市町防災担当部局に対し、協定書等に基づき、必要な対応を求めるよう促すこととしている。

監査結果報告年月日 令和2年3月19日

監査の意見

(3) 県立学校の施設管理業務委託の集中化について(教育委員会事務局教育総務課)

県立学校では、校舎等の維持管理のために「自家用電気工作物保安管理業務」、「消防設備点検業務」、「デマンド監視業務」などの業務委託が行われている。これらの3業務について、大津・南部管内に所在する19学校の平成29年度から令和元年度まで3か年の発注状況を確認したところ、それぞれ11者、9者、6者が受注しており、3か年とも同一事業者と契約している学校は、11校、7校、17校であった。

執行に当たっては、各学校が本庁(教育総務課)から予算の令達を受け、随意契約により受託業者を選定しているが、受注の実態を見ると契約における競争原理はあまり働いていないと考えられる。また、1校当たりの契約金額の平均は、約25万9千円、16万2千円、7万9千円と少額であり、事務処理上の効率化も必要と考えられる。

こうした実態が県内の県立学校全体に共通してみられるのであれば、事務に要する手間は膨大であり、業務の効率化について再検討する必要があると思われる。

すでに、警備委託契約等、一部の業務については、教育総務課が一括で契約事務を執行しているが、この実績を踏まえて、「自家用電気工作物保安管理業務」等、他の施設管理業務についても、事務処理コストや資源の削減を図るとともに、発注業務量のスケールメリットを生かしたコストダウンを促すために、入札の地域要件等に配慮しつつ、業務委託の一括発注、集中管理について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育委員会事務局教育総務課)

県立学校の施設管理業務委託の状況について、学校に聞き取り調査を実施し、施設・設備の老朽化の程度や規模、近隣事業者等の状況を踏まえて、概ね効率的かつ効果的な方法で契約業務が行われていることを確認した。

業務委託の一括発注、集中管理はスケールメリットがある半面、本庁や事業者との連絡調整など一定の業務が学校に残ることや、業務対象エリアの拡大に伴う県内事業者の参画可能性など課題も考えられることから、学校の意見も踏まえながら最適な方法について引き続き検討していく。

監査結果報告年月日 令和2年3月19日

監査の意見

(4) 盲学校におけるセンター的機能の充実と教員の専門性の向上について(盲学校、教育委員会事務局教職員課、特別支援教育課)

盲学校は、県内唯一の視覚障害教育を担う機関として、盲学校以外の学校等に在籍する視覚障害のある幼児児童生徒への教育支援を行う、センター的機能を有している。

しかし、県内全域が対象地域であり、移動も含め多くの時間を必要とすることから、現状の体制では、求められているニーズに十分に答えることが困難な状況である。

また、視覚障害教育には、障害の程度に応じた支援方法の習得など、専門的知識や技術の蓄積が重要と考えられるが、インクルーシブ教育の進展とともに、在籍幼児児童生徒数が減少している現状において、専門

性の継承が課題となっている。

については、盲学校のセンター的機能の充実を図るため、県教育委員会においては、人員体制の充実や、サテライト等の設置について検討されたい。また、盲学校においては、教員の専門性の向上、継承のために、研修の更なる充実を図るとともに、地域の学校への支援の充実強化に取り組まされたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(盲学校、教育委員会事務局教職員課、特別支援教育課)

県立盲学校では、教員の専門性向上のために、転入者に対する研修をはじめ、点字・歩行・iPadなどの選択制研修、目の構造、視覚障害者スポーツ等の全体研修を実施している。

令和元年度からは、従来から実施している学部ごとの実践研究に加え、学部に関係なく全教職員を「単一障害教育」と「重複障害教育」との縦割りにした研修にも取り組み、テーマを設定した実践研究を行うなど、教員の教育実践力および専門的知識の向上を図った。

今後もこれらの研究成果を蓄積し、視覚障害教育の専門的知識の向上と教育実践の継承に努めていく。

また、センター的役割としては、県立視覚障害センターとも連携した教育相談や視覚障害者への理解を深める研修会の開催、巡回指導等を行っている。

教育支援に関する相談については、令和2年度は10月30日現在で、延べ129件となっている。相談依頼の約40%は、大津市・草津市・守山市といった南部地域からであるため、8月19日に視覚障害のある幼児児童生徒が在籍する県内の保育園・幼稚園・小学校・中学校を対象にしたサテライトによる教育相談を草津市にある県立障害者福祉センターで実施した。今後は、サテライトでの実施の在り方やICTの活用等による教育相談の在り方について模索し、地域の学校や保育園等に在籍する視覚障害のある幼児児童生徒への教育支援の充実と強化に努めていく。

教育委員会としては、より充実した教育支援ができるよう、担当者の負担軽減として非常勤講師の配置時間数を増加するよう対応を行ったところであり、今後も、相談ニーズ等を加味し、必要な対応を講じるとともに、視覚障害児者への支援について指導・助言を行っていく。

